

令和3年度子ども任意予防接種費用の一部助成について

接種を希望する場合は、町と契約した医療機関で接種してください。

《おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）》

接種回数 2回

自己負担額 接種1回につき3,600円

接種対象 【1回目】生後12月から24月未満の幼児（1歳児）
【2回目】平成27年4月2日から平成28年4月1日まで
に生まれた年長児

接種方法 ①町で契約した医療機関に予防接種の予約をする。
②母子健康手帳を持参して、保健センター窓口で予診票、説明書を受け取る。
③予診票、母子健康手帳、健康保険証（生活保護を受給している方は生活保護受給証）を持参して、予約した契約医療機関で予防接種を受ける。

契約医療機関

越生町 かあいファミリークリニック TEL 299-6222
毛呂山町 初野医院 TEL 294-7713
長瀬クリニック TEL 295-0708
おっぺ小児科・アレルギー科クリニック TEL 295-5550
鳩山町 福島内科 TEL 298-0600
鳩山第一クリニック TEL 296-6800
坂戸市 浅羽クリニック TEL 284-1114
坂戸西診療所 TEL 289-5111
渋谷子どもクリニック TEL 284-1881
藤井小児科医院 TEL 283-7272
花水木子どもクリニック TEL 282-8732
鶴ヶ島市 厚友クリニック TEL 272-3903
しんまちクリニック TEL 271-6154
鶴ヶ島医院 TEL 285-0179
みなくち小児科 TEL 287-5755
若葉子どもクリニック TEL 279-0070

その他 芳村医院
(日高市 TEL 042-985-1433)
子どもクリニックいとう小児科
(東松山市 TEL 0493-34-4145)
清水小児科アレルギー科クリニック
(嵐山町 TEL 0493-61-2431)

医療機関については変更となる場合があります。

☎保健センター TEL 292-5505

【越生町国民健康保険・後期高齢者医療保険】 人間ドック・脳ドック・併診ドック 補助制度をご利用ください

越生町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者の健康増進、疾病予防及び疾病の早期発見・早期治療の推進を図るため、人間ドック・脳ドック・併診ドック検査費用の一部を助成しています。

補助対象者

- ・越生町国民健康保険被保険者で、検査日当日30歳以上の方
 - ・後期高齢者医療被保険者で、越生町内に住所を有する方
- ※どちらも町税や保険料の未納がないことが条件になります。

補助金額

種類	補助率	限度額 (千円未満切り捨て)
人間ドック・脳ドック	検査料の 3分の2	25,000円
併診ドック (人間ドック・脳ドック)		30,000円

※補助を受けられるのは、同一年度内（4月から翌年3月）に人間ドック、脳ドックもしくは併診ドックのいずれか1回限りです。

申請方法

【指定医療機関で検査する場合（埼玉医科大学病院健康管理センター・埼玉成恵会病院）】

- ①人間ドック等の予約をしてください。
- ②町民課窓口で助成券の申請をしてください。
(必要なもの：国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証、印鑑)
- ③助成券を持参し、人間ドック等を受けてください。
- ④会計の際、助成券を提示し精算してください。

【指定医療機関以外で検査する場合】

- ①ご自身で医療機関に予約し、人間ドックなどを受けてください。
- ②検査結果が出た後に、次のものを町民課へ提出してください。
○領収書、○受診結果報告書（コピーをいただいて、原本はお返しします。）
○印鑑、○国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証、○補助金の振込先口座がわかるもの（通帳等）

☎町民課 国保年金担当 TEL内線 122

重度心身障がい者自動車等 燃料費補助について

障がい者の通学、通勤、通院等のための自動車等燃料費の一部を助成します。現在利用されている方も年度ごとに申請が必要です。利用を希望される場合は申請してください。

対象者 越生町在住で「身体障害者手帳」1・2級または「療育手帳」①・Aをお持ちの方

補助内容 燃料1リットルあたり60円。1か月あたり40リットル（バイクは7リットル）まで

必要書類等 ①「身体障害者手帳」または「療育手帳」②印鑑、③運転者の運転免許証、④登録車の自動車検査証
※③・④は障がい者本人または町内に居住し障がい者と同一生計の方に限ります。

※入院や施設入所中は補助対象外です。

申請受付 4月1日(木)～

※障がい者福祉タクシー利用助成との同一年度内での重複利用はできません。

問 健康福祉課 福祉担当 TEL内線 112・113



重度心身障がい者福祉タクシー 利用券の更新について

現在使用されている「越生町重度心身障がい者福祉タクシー利用券」は、3月31日までが有効期限ですので、引き続き利用を希望する場合は、申請してください。助成額は「初乗り運賃相当額」です。

対象者 越生町在住で「身体障害者手帳」1・2級または「療育手帳」①・Aをお持ちの方

利用券 1人につき年間最高36枚（申請した月により交付枚数が変わります）

利用できるタクシー

- ①埼玉県乗用旅客自動車協会
- ②福祉タクシー料金助成事業の協定を結んでいるタクシー事業所
- ③埼玉県個人タクシー協同組合

※なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」をお持ちの方はタクシー協会の厚意により運賃が1割引となります。

申請受付 4月1日(木)～

※障がい者自動車等燃料費補助との重複利用や、同一年度内での変更はできません。

問 健康福祉課 福祉担当 TEL内線 112・113

